

市町村教育委員会との連携による学校サポート事業実施要項

宮城県総合教育センター

1 ねらい

宮城県総合教育センター（以下「センター」という。）は、市町村教育委員会と連携し、市町村教育委員会の実態に応じた学力向上策の作成に係る協力及び支援要請のあった中学校区単位・校種（小学校・中学校）別の学力向上策の実践についての継続的な指導助言により、学力向上を図る。

2 事業の対象

仙台市を除く県内すべての市町村教育委員会

3 事業の概要

- (1) 学力向上に向けて連携する市町村教育委員会（以下「連携委員会」という。）を決定する。
- (2) センター指導主事が連携委員会と連絡調整し、以下の内容等について支援する。
 - ① 連携委員会の実態に応じた学力向上策作成の支援
 - ② 連携委員会が定めた学力向上策に基づくサポート対象校の実践の参観，指導助言
 - ③ 文部科学省や県の方針等の周知や先進地区の取組の紹介

4 事業の実施方法

- (1) 連携委員会の決定
センターは、本事業の実施を希望する市町村教育委員会から提出された「連携希望書」（様式1）に基づき、12程度の連携委員会を決定する。
- (2) 年間計画の作成
連携委員会は、サポート対象校と協議し、センターと連絡調整の上、「年間サポート計画」（様式2）を作成し、センターへ提出する。
- (3) 指導主事の派遣
センター指導主事は、連携委員会の要請により連携委員会またはサポート対象校を年間3～5回訪問する。ただし、サポート対象校は同一校とは限定せず、連携委員会の要請に応じて、中学校区単位・校種指定などの訪問も可とする。
- (4) 支援内容
 - ① 連携委員会の要請があれば、連携委員会の実態に応じた学力向上策の作成を支援する。
 - ② サポート対象校において授業の参観，指導助言を希望する場合，対象教科は基本的に国語，算数・数学とする。ただし，連携委員会の要請があれば，国語，算数・数学科以外の教科の指導助言も行う。
- (5) 連携委員会・サポート対象校の取組
 - ① 連携委員会において学力向上策等の協議をする場合は，必要な打合せ資料を訪問の10日前までにセンターへ送付する。サポート対象校訪問の場合は，連携委員会の指導・助言を受け，訪問の日程や実践に係る指導案や研修会資料等をまとめた「実施計画書」（様式3）を作成し，訪問の10日前までにセンターへ提出する。
 - ② サポート対象校は，訪問終了ごとに「実施報告書」（様式4）を作成し，訪問の10日後までに，連携委員会及びセンターへ提出する。連携委員会における協議内容等については，特に報告を求めない。
 - ③ 連携委員会は，事業終了後に「実践報告書」（様式5）を作成し，所定の期日までにセンターへ提出する。

5 その他

- (1) 今後，全国学力・学習状況調査に新たな教科が加わった場合は，その教科も支援の対象教科としていく。